

平成22年度千葉市都市局指定管理者選定評価委員会第1回公園部会議事録

1 日時：平成22年11月1日（月） 午後2時30分～午後4時 7分

2 場所：財団法人 千葉市みどりの協会 会議室

3 出席者：

(1) 委員

鈴木 康夫委員（部会長）、井上 達也委員、木下 剛臨時委員

(2) 事務局

(都市総務課)

豊田課長、松山補佐、足立総務係長、齊藤主事

(公園緑地部)

鈴木部長

(公園管理課)

高山課長、中村課長補佐、太田管理係長、堀主任主事、丸川技師

4 議題：

(1) 非公募施設の提案について

①稲毛海浜公園教養施設（稲毛記念館、海星庵、野外音楽堂、稲毛民間航空記念館）

②稲毛海浜公園花の美術館

③都市緑化植物園

(2) その他

5 議事の概要：

(1) 非公募施設の提案について

非公募施設に係る申請団体の提案書等について事務局から説明があり、審議。稲毛海浜公園教養施設、稲毛海浜公園花の美術館、都市緑化植物園ともに、提案書は管理運営の基準に適合しているものと判断した。

(2) その他

事務局から、今後の予定として、部会からの意見を十分に考慮し、市として指定管理予定候補者を決定すること、その後、指定管理予定候補者と指定内容について協議を開始し、仮協定を締結すること、平成23年2月に開催される定例市議会において指定管理者の指定の議案を提出し、その後、基本協定を締結することを報告した。

6 会議経過：

○事務局 定刻となりましたので、ただいまより、平成22年度千葉市都市局指定管理者選定評価委員会第1回公園部会を開催いたします。開会に当たりまして、公園緑地部長よりごあいさつ申し上げます。

○公園緑地部長 こんにちは。千葉市公園緑地部長の鈴木でございます。本日は、お忙しい中、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。本日は、ご覧になってきたかと思えますけれども、稲毛海浜公園の教養施設、それから花の美術館、それから、ちょっと距離があるので、今日をご覧になってないということですが、都市緑化植物園の3

施設につきまして、提案内容のご意見を、委員の皆様方のそれぞれ専門的な観点からご意見をいただければと思います。よろしくお願いいたします。

○事務局 それでは、本日お配りしてございます資料の確認をさせていただきます。お手元に、まず次第、席次表、参考資料1としまして公園部会委員名簿、参考資料2としまして緑色のファイル、財団法人千葉市みどりの協会の寄附行為でございます。以上、よろしいでしょうか。なお、本日の会議につきましては、千葉市情報公開条例第25条に基づき公開となっております。それでは、議事に入らせていただきたいと思います。部会長、よろしくお願いいたします。

○部会長 それでは、議事に入ります。議題1は、非公募施設の提案についてということですが、これは、前回、7月28日の全体会議、5人の会合のときに、この基準で審査しましょうという厚い基準書が出ていまして、それで大体まとめていただきましょうという結論になっていました。そこで決まった基準について、今度は具体的に提案をしていただくということで、A4判何ページ以内で書いてくださいというようなのがありまして、それについて、公募ではなくて非公募ですから既に候補になっている、現にやっている千葉市みどりの協会、それからスポーツ施設については他の2つの団体ですが、それらから提案書が出ておまして、きょうは提案書の審査、基準に適合しているかどうかという審査でございます。それでは、事務局から、全体的な説明をまずお願いします。

○公園管理課長 公園管理課長高山でございます。きょうは、前回と天気が変わりまして暑い中、現地をご案内させていただきました。それでは、お手元にある資料のうち、第一次審査について説明いたします。資格審査は、1から6までの項目について、提出書類の確認、関係機関への照会等を行いましたところ問題がないことを確認しております。次に、こちらのブルーのクリアファイル3冊の提案書でございますが、説明させていただきます。本日は、財団法人千葉市みどりの協会から提出されました稲毛海浜公園教養施設、稲毛海浜公園花の美術館、都市緑化植物園の3施設の提案書につきましてご意見をいただくこととなりますが、前回の提案内容と、今回の提案内容の比較表を作成しておりますので参考にいただければと思います。前回との違いにつきましては、大きな違いはないものの、管理体制の再構築、貸部屋の清掃を利用者にも協力していただく手法にするなどの運営体制を改正するなどの変更が多々加わって、限られた予算の中で、前回の提案内容よりも改善されているものとなっております。委員の皆様方には、専門的な観点から、ご意見を賜りたいと考えております。以上でございます。

○部会長 今日提案書が3つありますが、全部がみどりの協会が提案を出す団体ということであらかじめ決まっていますので、共通する部分とそうでない部分とあると思いますが、まず、先ほど見ました稲毛海浜公園教養施設、これをどう読んだかということについて、それぞれの委員からご意見をいただきたいと思います。話題をつなぐために私がちょっと質問しますが、3つの施設というか、教養施設でもいいんですが、基本的には指定管理者委託料と、それからもう一つは、使用料を徴収するような、そういうもので賄うんだけれども、委託料は先に費用があって、それをカバーするような形で話し合っ決めていく部分と、それから自主事業の部分がありまして、自主事業について、特に私感じたのは、スポーツ施設の場合と非常に違っておりまして、スポーツ施設のほうは自主事業で収入があったと認め、それをどう配分するか、自分の努力として自分のほうへおさめるか、市へ

還元するかというような問題だったんですが、こちらの3施設に関しては、自主事業の収入は、実質は自分の協会自体のほかの会計から持ってきて収入とするというような扱いだと思ったのですが、どういうことをやっているかということ、広報関係、それから講演会でしたか、幾つかそういうのをやって、それをカバーする費用が自主事業の収入と入っても、実質は同じ団体の一般会計、もしくは特別会計から、特別会計のほうですか、繰り入れるというような構造になっていると思うのですが、これが指定管理事業と自主事業との区別、収入源の区別、それがもう少しピンとこないですね。何か2つの区分をした意味、はっきりさせていただけますか。

- 公園管理課長 指定管理業務、これは稲毛海浜公園教養施設の提案書様式第32号、54ページでございます。収入、支出総括表がありますが、収入の部としまして、指定管理者委託料、利用料収入、この小計が、平成23年度にしますと指定管理料5,696万5,000円、利用料収入220万9,000円、小計で5,917万4,000円、これが市からの指定管理業務に関する収入でございます。さらに、自主事業による収入として、特別会計繰入金878万8,000円、参加料収入36万5,000円、合わせて915万3,000円、これが自主事業による収入でございます。下のほうに、①管理運営経費、②管理に係わる備品経費、①と②を合計した管理運営経費が指定管理業務に関する事業の支出、下のほうが自主事業の支出でございます。管理運営経費につきましては、支出としまして、人件費、事務費、あと施設の管理費、これは、清掃だとか警備だとか、そういった費目になっております。55ページから後ろのほうに年度別の詳細が出ております。また、指定管理業務に伴います事業に関わる事務費等につきましては、人件費の下の事務費に、991万1,000円入っております。さらに自主事業、ここは広報啓発事業、講習会事業となっておりますが、これらの支出内容としましては、38ページ、提案様式第22号、38ページからの内容が自主事業による事業内容でございます。みどりの協会の場合は、財団法人千葉市みどりの協会として、みどりの緑化推進、緑地保全に関する啓発推進を主目的としています。公益事業、収益事業を行っておりますが、その展開する事業の中で、この教養施設に適した事業をみどりの協会の収益事業から、あるいは公益事業から事業費を充てまして、さまざまな事業展開をしております。なお、事業内容につきましては公益事業は出ておりません。今後、委員会で承認されました後、みどりの協会のほうと事業内容については協議していくことになっております。

○部会長 みどりの協会自身が、こういういくつかのコンサート、講演会、その他をやる。

○公園管理課長 はい。

○部会長 その費用は、みどりの協会の別の勘定から、特別会計から回ってくる。それを特に指定管理事業という範疇に入れる必然性があるのでしょうか。ほかにもいろいろ事業をやっていますね。プールとか、駐車場とか。

○公園管理課長 はい。

○部会長 それは指定管理事業ではなくて、このいくつかだけが自分の会計から費目をかえただけでこっちへ結びつけるという、ちょっと変な感じがしたのですが。

○公園管理課長 今回の提案は、自主事業につきまして、先ほども言いましたように、特別

会計からの繰入金として878万8,000円、これらの事業をみどりの協会の活動費の中から指定管理の教養施設の活動事業の中に入れていくということでございます。本来であれば、自主事業、スポーツ施設などにつきましては、利用者みずから参加料をとりまして、そこから運営していくやり方が普通のやり方です。けれども、この教養施設、花の美術館、あと都市緑化植物園は、主目的が緑化の推進や緑地の保全となっており、緑の啓発、普及活動を中心としております。その関係で、なかなか利用料金をとりまして事業に参加していただくというのが難しい部門でもございます。イベントだとか、そういったものを展開していく中で、みどりの協会の事業費を今回充てるという提案で提案書を作成しております。参加料のほうは全くいただかないというわけではなくて、参加者から負担していただくものにつきましての負担金はいただくという考えでございます。

○部会長 これらの施設を使って、直接貸し出して上げた収益は事業料収入のほうへ計上すると。部屋を貸したりなんかした場合の代金ですね。

○公園管理課長 はい。

○部会長 そうではなくて、部屋を使ってやった、無料で恐らくやった。そのための費用は、特別会計から持ってくると。施設としては同じですから、こちらで管理をしている。全体を指定管理者の事業というふうにとらえたわけですか。

○公園管理課長 はい。

○部会長 先生、会計学的にはこういう場合どういう解釈をしますか。

○委員 そうですね、若干ちょっと自主事業としてやるにしては何かしら、かえってやらないほうが協会としてはいいのかなと思うような形。イメージ的には自主事業がどうしても、収益をそこで上げる、今回指定管理になって、その上でさらに自主事業をやって収益を上げるというものをイメージするのですけれども、ちょっと、どうしても公益団体ということなので、収益をメインで考えてないという点ではあり得ると言えばあり得るのかもしれないのですけれども。今回、個別的に、ここの今言っている教養施設だけじゃなく3施設すべてがそういう形態になっていまして、いずれも特別会計からの繰入金という収入で全体を見ていくと、3施設で大体2千5、6百万とか、そのぐらい年間で回ってくるようになるのですけれども、そのみどりの協会の前年度までの決算書のほうを見てみますと、22年3月期の時点では、特別会計のほうから一般会計に年間で繰入金として2,600万円出ると思うのですけれども、これとほぼ同額程度だと思えるのですけれども、そうすると今後は、この特別会計からこちらに全部自主事業に充ててしまうと、一般会計のほうに回せるお金というのはどうなのですか。そのあたりの、ちょっと今年度の予算とかが出ていないので、そこまでは見えないのですけれども、ちょっと協会として、ほかで絞ってこちらに一生懸命お金を回すようにしているのか、そのあたりはちょっとうまく数字がちゃんとつじつまがあうようにできているのかが見えなかったのですけれども。

○公園管理課長 たまたま、決算としては公益事業のほうに収益事業から21年度が2,600万円入っておりますが、これらの施設以外にもみどりの協会の公益事業は展開しております。例えばこの公園を活動場所にしたものを企画しまして、その中で緑化推進の基礎など

の事業をしておりますので、協会としては何とかお金のやりくりはできているということだろうと思います。

○部会長 施設が立派なのがいっぱいあるのだから使ったほうがいいんだけど、それをいかに集客するかで対応しなきゃいけない。今回2年だけで契約をして、それから先はまた別途考えるというふうなことだったのですが、具体的には、2年で打ち切るというのは、どういう事情ですか。

○公園管理課長 今回、千葉市では、公園施設は、この22年度いっばいで、ほとんどの事業が切りかえだったのですけれども、その切りかえ審査の中で、公募にする、非公募にするということでいろいろと検討していく中で、この教養施設につきましては、非常に利用率が低い。皆さんに見ていただいた中で、有料施設としての部分が野外音楽堂については、施設そのものがすべて有料でございますが、稲毛海浜公園の稲毛記念館、あるいは航空記念館につきましては、その中のメインの部分が無料施設であります。施設の中の会議室、あるいは茶室等だけ有料施設ということで、利用率が上がらないものですから、利用料金としては非常に少ないわけです。このまま今の指定管理制度で行っていいのかどうかということが課題になりました。非常に利用率が低いので、今のままではいくら指定管理者が努力しても厳しいのではないかという検討がなされまして、今年度から作業を始めて、来年から再来年、実質は来年の作業になりますけれども、この教養施設について、どういった運営方法がいいのか、また、いろいろな専門家の意見を聞きながら検討していくことになりました。期間としては、1年ではちょっと厳しかったので、2年ほど余裕をいただいて、2年間でどういう管理運営がいいのか検討する。その間、2年間だけ既存の…実は教養施設については、前回5年前にやったときには、これは非公募ではなく公募でやったのですけれども、慣れた既存の団体に2年間指定管理を業務でやっていただく間に、次の新しい方法を検討するということしております。

○部会長 今の形はね、みどりの協会だからできるのだけれども、ほかの団体が応募をしても、とても回す元の金がないから、みどりの協会は、自身が一体として収益事業もやっているから回せるんだけど、よそからはちょっと無理ですね。

○委員 今のお話を伺っていて思いましたが、2年の間で、管理運営の体制そのもののあり方を見直すと、だけれども当初は、今の体制でもって利用の促進を図っていいこうというふうに考えられるとかという話しですが、そうなりますと、提案書の31ページ以降の施設の効用の発揮、第4章下の部分ですけれども、この辺の記述、これは今回新規につけていただいたということなんです、この辺の内容が何かすごく今のお話を聞いてから、ちょっとどのようにとらえたらいいかなとか、ちょっとそこ補足の説明をお願いします。

○部会長 どうぞ。

○公園管理課長 みどりの協会としましては、市のほうで施設の効用の発揮という項目を設けてございますので、2年間ではありますが、ほかの施設と同様に提案書を作成したものです。

○委員 きょう初めて私、この公園は何度か来たことあるのですけれども、施設をこういう

形で詳しくご案内いただいたのは初めてで、とかくバブル期の施設については無駄の象徴みたいなことで語られることが結構ございますけれども、きょう拝見して大変立派な施設ですし、市の貴重な財産として、基本的には維持されていかなければならないなというふうに、私自身が思った次第なんですけど、ただ、それも使われてこそその話してございますので、利用促進ということをしっかり考えていかななくてはならないと思うわけですが、今のお話で、利用率がなかなか伸びないということは、原因は何、どのようなことだと。それを踏まえて、この利用促進の方針が基本的には立てられるはずだと思いますので。

○公園管理課長 これは指定管理制度の問題ではなくて、もともと稲毛記念館は、美浜区の埋め立て事業を県の企業庁と千葉市が共同で行い、千葉市のほうである程度お金が残りましたので、記念としまして緑と水辺の基金という基金をつくり、そのほかに稲毛記念館を、迎賓館という大げさなのですが、千葉市にお客様が来たときに迎えられるようにする施設としてつくった経過がございます。ただ、記念館の1階の展示そのものは埋め立て事業を記念としまして、もともとの旧14号線、すなわち、海岸線の内側の漁師町、あるいは漁業等の文化、さらに埋め立て事業がどういう事業であったかという紹介をさせていただいております。それは当初の目的どおり生きておりますけれども、そのほか、案内させていただきました講堂だとか、特別貴賓室だとか、お茶室等については、いくら宣伝したからといって必ずしもこの稲毛海浜公園の中であって高い利用率を、上げられる部分ではないということもあります。航空記念館のほうも、展示そのものは無料でございます。どこが有料施設かといいますと、奥の作業室、あそこの利用だけが有料になりますので、これは今の方針ですと、指定管理者が努力してもなかなか全体の利用率を上げることは非常に難しい施設であると思っております。野外音楽堂につきましては、この2施設よりはずっと利用率は高いのですが、野外音楽堂につきましても、よそのホールから比べると利用率は高くない。これは天候に左右され、あと季節、余り寒いときにも、暑いときにもちょっと厳しいというところで、春だとか秋の土日に集中する。利用率としては、野外音楽堂としてはそこそこあるのですけれども、これ以上どうしたら利用率を上げることができるか、指定管理者に広報活動を十分にするよということはお願いしてあるのですけれども、なかなか構造的に上げづらい施設であると考えております。

○部会長 一言で言うと、いささかもう魅力に乏しいというか、魅力。私、9月に山口から津和野までSLで行ったり、萩に行ったり、その辺を仲間と歩いたのですが、津和野には、鷗外記念館があって、ちょうど稲毛の記念館と同じくらいの施設ですけども、中には展示してあるものがまるっきり違う。鷗外の医学生時代、軍人時代の写真とか文学作品の初出誌がいっぱいあって、初めてみると感動するわけですよ。ところが、稲毛記念館に来て初めて見るのはベカ舟程度で、わざわざ見に来るのではなくて、ここに遊びに来たからちょっと寄ってみようかとその程度の立地条件じゃないかなと。千葉県自身が、そういう人を集めるような有名人というか、偉人がいないからしょうがないのだけれども、3つの施設が少しずつ性格が違うんですよ。近くに置いたって相乗効果も余りないし。公園として有効利用することから考えると、必ずしも今の4つですか、あの施設があそこであって、管理費をかけるに値するかなというのもちょっと思ったのですがね。

○公園管理課長 お答えは必要ですか。

○部会長 質問じゃなくて感想でね、よそと比べて我が千葉県はいささか情けないと

いうか…

- 公園管理課長 展示の内容がかなり劣るというお話しがございましたが、先ほど申しましたように、もともとその施設を公園施設として稲毛海浜公園の中の集客施設としてはつくっているのですが、計画の段階で有料施設として展示内容をつくっていないというところがございます。その分、やはり部会長のおっしゃられるように、特に観光地の展示施設と比べますと魅力が劣るということになるのかなと思います。そういったことも含めまして、この2年間で、専門の方とか、市民の意見を聞きながら、どうあるべきかを初心に立ち戻りまして再検討をさせていただきたいということで、今回は2年の期間にさせていただきます。
- 部会長 先生、施設というよりも公園の見地から見て、公園の中に何らかのものをいくつかを置くと、全体的に楽しみは増すのですが、ああいう施設が望ましいのでしょうか。あそこへ公園があった場合に。
- 委員 なかなかああいう常設の展示物で、特に地域の歴史とか、文化とかというものを常設展示で置かれる場合には、なかなかリピーターを引っ張ってくるというのは、どこでも難しいというお話は、私も少ない経験の中でも聞こえてくる話でございます。ただ、むしろ、例えば、お隣の打瀬、幕張とかですと、多分周りの団地の居住者層とかも恐らく年齢層とかが違うのかもしれませんが、まちづくりとかそういうものに対する考え方も若干違うのかもしれませんが、結構そういったコミュニティ施設みたいなものがあって、会議室ですとか集会所ですとか、そういうものはもう予約をとるのも大変だというような状況を伺っています。そう考えると、きょう拝見させていただいたような施設に関しては、非常に立派ではありますけれども、もうちょっと使われてもいいんじゃないのかなという印象を持ったのですが、展示はともかくとしても、ああいった集会所とか、会議室のような、ああいった施設も利用率が低いのでしょうか、この辺は。そういうことではないのですか。
- 公園管理課長 この公園そのものは、年によって違うのですが、年間約100万人の利用者がいらっしゃいます。これはプールが夏の一か月半、ちょうど学校の夏休みとあわせませんが、今年は約27万人、あと花の美術館がやはり十五、六万人と、あと、ここは人工海浜がございまして、1年中を通しますと約100万人の利用があるというところがございますが、有料施設というと、プール、あと花の美術館が主となりまして、先ほどの教養施設の会議室などは、ちょっと公園施設としては目立たない、そんな状況です。
- 委員 公園の内容にもよると思うのですが、基本的には公園の箱物によって公園の利用者を増やすというよりは、やはり公園の園地そのものの魅力なり、機能でもってやっぱり利用者を呼んでくるというのがやはり公園の場合には基本かなと思っております。ただし、やっぱり住民なりコミュニティのための施設でして、そういう利用者なり、近隣住民が集まってきて、集まって、あるいは町のことを議論するというような場合は、公園の中にあると非常に望ましいなというふうに思っておりますが、その利用率も低いということになってくると、なかなか厳しい状況なのかなと思いますけれども。
- 部会長 あそこはもともと市で埋め立てたわけですか、埋め立て事業は。

○公園管理課長 県の企業庁が中心となり、市も一緒に、共同で行いました。

○部会長 あの部分をもらったというか。

○公園管理課長 この海浜公園の部分を千葉市が整備すべき公園用地として。

○部会長 幕張のほうは県ですね。

○公園管理課長 ほとんどは千葉県の企業庁でございます。

○部会長 稲毛だけが市ですか。

○公園管理課長 海岸部分では稲毛だけです。

○部会長 あと2つの施設があるので、これについては、前回の基準で少なくともあの基準には大体一生懸命まじめにこたえられていると。あとは達成できるかどうかだということだと思うのですが。そんなまとめで、次に移ってよろしゅうございましょうか。

〔「うなずく」者あり〕

○部会長 ほかにご発言がなければ、稲毛海浜公園教養施設については以上とします。続きまして、花の美術館に関する提案内容等について、ご意見ございましたらご発言をお願いいたしますということで、同じように、提案書、これをもとに少しお話しいたしましょうか。花の美術館です。ここの収入構造も大体同じような、市からの委託料が中心で。どうぞ。

○公園管理課長 59ページ、提案書式35号になります。平成23年度の欄を見ていただきますと、指定管理者委託料、これが市からの委託料でございます。1億8,703万9,000円、利用料収入2,460万6,000円、合わせまして2億1,164万5,000円でございます。支出はどうなっているかと申しますと、下の欄の人件費9,093万8,000円、事務費、これは内容が一般事務費から報償費だとかそういったものまで含めまして3,674万6,000円、あと管理費、これは植物管理、清掃経費、建物管理等を含めまして8,396万1,000円で、合計の支出が2億1,164万5,000円となっております。さらに、先ほど教養施設でも話題になりました実施事業につきましては、特別会計繰入金としまして、1,333万5,000円、自主事業の参加料としまして、材料代等で128万円、合わせて1,461万5,000円の自主事業、これも広報啓発事業ということで、みどりの協会の元々の啓発推進事業になじむような事業を指定管理事業にあわせまして、さらに効果を上げるべく事業を提案してございます。これが1,461万5,000円でございます。

○部会長 利用料収入というのは、入場料ですね。

○公園管理課長 はい。利用料収入でございますが、22年度、今年度までは、大人1人200円でした。子供が100円でしたが、千葉市が23年4月から公共施設の利用料金の見直しを行います。全体的に施設によって異なるのですが、5割高くなります。花の美術

館につきましては、大人が300円、子供が150円、そのような料金収入となります。それを、利用者の数を計算しまして徐々に上がるという考えになると思います。

- 委員 料金が1.5倍になるということで、前年度の決算数値を見ていると、利用料収入のほうが大体単純に1.5倍ぐらいの上昇になっておりますけれどもね。100円上がる程度で来る人が減るかどうかということですが、あまりそこは、人数は前年のまま据え置きで料金だけを変えて、この収入というのを一応計算上出していると、そんなイメージでよろしいのでしょうか。
- 公園管理課長 はい。当初は下がる可能性があると思いますけれども、500円を1コインと考えますと、その中でおさまる施設でございますし、利用者の方が、緑の中で大変に安らげるのですから、利用者収入は全体としてはそう大きくは減らない。逆に宣伝だとか、そういった活動によって増やしていける可能性があるという提案です。
- 部会長 自主事業のほうですけれども、それは講習会事業というのは具体的には何ページですか。65ページですか。
- 公園管理課長 まず、自主事業につきましては41ページから42ページにかけて提案を表で書いてございます。
- 部会長 これも、費用は特別会計からの繰り入れという形でやっているのですか。
- 公園管理課長 はい。先ほどの約1割が参加料収入ということで、実はほとんどの展示、あるいは講座が、花の美術館の建物の中で開催される作業でございます。例えば、植物企画展というふうに書いてありますが、これにつきましても、年に18回となっておりますけれども、これは今年度でいいますと、先ほどアトリウム、植物を展示している中を見学していただきましたが、大扉の前にバラの切り花だとか、ネリネという赤とか黄色の切り花でいろいろな品種が展示してございましたけれども、ああいった少し専門的な展示等につきましては、私どもの指定管理業務の中ではなく、みどりの協会が自主事業の中で提案しています。参加料で収入を得るのは、例えば何か物をつくってもらう。例えば折り紙で花をつくるだとかというと、その折り紙代だとか、そういったものは収入としてみてます。全体的に、有料の建物の中ですので、利用料金としてはあらためて取りづらいというところで、みどりの協会のほうから補てんするような考え方になっております。
- 部会長 私は、孫たちが来たときに、花の美術館に何回か連れて行って、リピーターですけれども、ほかの施設に比べると楽しいですね。ただ、動物園なんかには比べるとやっぱり、片や植物園。どうぞ。
- 公園管理課長 花の美術館は博物館法という植物園ではございません。花の美術館と、次の都市緑化植物園につきましては、国土交通省所管の緑化推進のための施設として、街並みをきれいにしていく、各個人の庭をきれいにしていく、あるいはベランダをきれいにしていくというような都市緑化を目的にした展示施設としてつくっております。そのため、特に学芸員がいる、あるいは研究活動をしているという施設ではございません。その点、動物園につきましては、あそこは博物館法による動物園でありまして、千葉市の場合にはた

またまほとんどの人たちが畜産だとか、あるいは獣医だとかという資格を持っている専門家の集まりなものですから、利用者に楽しんでもらえる企画を頑張っています。また、動物そのものが植物と違いまして動的でありますので、やはり子供たちにとっては楽しめるようです。花の美術館につきましては、学校の授業の延長で小学生たちにも植物の勉強に来ていただくのですが、どちらかと申しますと、あそこは大人といいますか、逆にある程度生活に余裕が出てきた高齢の方のほうが楽しんでいただける施設内容や、展示物になっており、利用者もやはり大人が圧倒的に多い。

○部会長 どうぞ。

○委員 私も、教養施設と比べて、あれだけの大きい植物園に植物がございまして、大変華やかな印象を受けましたし、市民の方々にも使われている、そういうしっかり管理されておるとい印象であります。それで、この花の美術館に関しては、基本的には、利用だけではなく、管理や運営においても住民参加といいますか、ボランティアといいますか、ということ積極的に推し進めていくべきなんだろうなということを感じた次第で、提案書では、45ページ以降の内容になろうかと思いますが、特にボランティア団体、地域団体とのかかわりということで、連携という言葉が使われておりますけれども、こういった方々には、やはり本当の意味での施設のサポーターになっていただくというのが望ましいであろうかと思いますが、連携の花の美術館、管理者サイドにとっての連携の実質的なメリットというか、効果というか、その辺をちょっと詳しくお聞かせいただけると。

○公園管理課長 ボランティアに2種類ございます。花の美術館の市からの委託業務の中で、先ほど緑化推進というみどりの協会の目的がありましたけれども、緑と花の地域リーダー、ここの花の美術館や都市緑化植物園でさまざまな講座を受講して、地域に戻って植物を育てる、あるいは花壇をつくる、公園を管理するなどのリーダーになっていただく人たちを養成しております。その方たちの活動母体でもあり、花の美術館の入り口に花の門という門があるのですが、そこは地域リーダーのOBの方たちに自主的に展示していただいております。管理者のみどりの協会は、花の門に使われる植物を育成する、あるいは飾りつけるということについて一切手を出さないということになっております。さらに、一昨年からはじめましたが、花の美術館のガイドボランティア、これはまだ常設で毎日やれるわけではないのですが、花の美術館に来たお客さんに対してガイドをしていただくボランティア活動と、あと植物の花壇管理が1年中ありますが、その作業を無料でやっただくボランティアを今始めております。そういった意味では、その方たちの力を借りることで利用者の方たちもより充実した見学ができるという形です。それで、まだボランティアのほうの案内についてはスタートしたばかりなので、これからもっと活動していくという方向で行きたいと思っております。

○公園緑地部長 ちょっと補足しますと、今のような人たちが施設の管理運営に参加してもらおうということとともに、地域に戻って、またそれを地域で活動していただく。もともと私どもの都市緑化の推進というのはそういうことですので、この辺が指定管理との関係でどうかという話がありますけれども、そういう方々が花の管理にも参加していただけて、また地域に行って活動していく。この辺が非常に大きいし期待をしているところであります。

○委員 そういう地域の緑化なりを支えてくる人たちを養成する拠点ということなのですね。

○公園管理課長 はい。

○委員 なるべくそういう、まさにサポーターといいますか、愛着を持っていただいて、こういう人がいる限りは大丈夫だとは思いますが。逆に、こういう施設の経営なり管理というものが苦しくなったときに、なくなってもらっては困るという声を上げていただく人たちを養成することが、彼らにとっても、もちろん満足していただけるサービスを提供するというところであります。理解いたしました。

○部会長 それでは、大体花の美術館については、この程度でしょうかね。基準も前回審査しまして、提案書の各ページに色つきで書いてある、これがまさにその基準の内容でした。それに適合しているという見解でしょうか。では、ほかに発言がなければ、花の美術館については以上とします。最後に、都市緑化植物園に関する提案内容等についてご意見等ありますでしょうか。申しわけないけれども、私まだ現場を見てないのだけれども、東金のほうに行く有料道路と京葉道路が分かれる、あの近くですね、確か。

○公園管理課長 はい、部会長がおっしゃるとおり、京葉道路が東金有料道路に分かれる、京葉道路と東金バイパスのYの字になっているところでございます。当初はもう少し見晴らしのいいところだったのですが、京葉道路が立体化で前面をふさがれてしまった関係で、一般の市民からは建物が見えなくなってしまった。看板はつくってあるのですが、都市緑化植物園が一般道、千葉市の市道ですけれども、市道から見えなくなってしまった関係で、非常に利用者が伸び悩んでいる状態でございます。先ほどの花の美術館と教養施設のちょうど中間型の施設でございまして、内容としては花の美術館と同じ都市緑化の施設でございしますが、施設としては、ほとんどの部分が無料で、緑の相談所の中にある会議室だけ1部屋が有料となっております。その会議室の利用料収入は59ページ、提案書の36号でございしますが、指定管理者の委託料が5,283万8,000円に対して、利用料収入が19万5,000円ということで、非常に割合が低い、指定管理者が利用料金を上げて頑張るという余地の非常に少ない施設でございまして。ただ、もともと、先ほど申しました国土交通省の都市緑化植物園、都市を緑化していくための展示、あるいは啓発といいますか、知識の普及の拠点となる施設でございまして、私どもは、この施設を充実させたいということで、これにつきましては、22年度までは都市緑化植物園の建物だけが指定管理で、周辺の管理につきましては受託業務だったのですが、今回、23年度からは、都市緑化植物園の無料部分も含めて一体として管理します。この施設の指定管理期間は5年間ですけれども、やはり利用率が低いということで、新たな管理運営について検討していきます。ただこれは5年間時間をいただいておりますので、次期指定管理期間の間に、やはり専門家の知識をお借りしながら、今後どうあるべきなのか、普通の公園として管理するとなるとこんなにはお金がかからないはずなのですが、指定管理料としまして5,300万円、人件費4,000万円がかかっておりますので、運営についても、今のままでいいのかどうかということで、見直そうということです。これは市のほうの動きですが、あわせて動いておる関係でございまして。

○部会長 これはあの場所につくった由来は、稲毛のほうは埋め立てでできたというのはわかるのだけれども、あの場所は、もともと市有地だったのですか。

○公園管理課長 やはり購入していると、もともと市有地といいますか、この都市緑化植物園をつくるための事業として用地を……

○部会長 入手したわけですか、新しく。

○公園管理課長 はい。申しわけございません。はっきりした知識がないのですが。買収していると思います。当初できたときには職員が今の2倍から3倍いまして、ほとんど直営で、外に指導に出るほか、園地を管理するということで、私どものような一般行政職のほかに現業と申しまして、造園技能職ですが、そのような職員も五、六人、一般行政職も四、五人おりました。今は、一般行政職は市から派遣がまだ1名おられますけれども、みどりの協会の職員としまして正職員が2名、あと非常勤職員が1名で、3名、あと技能職のほうも非常勤がほとんどというような形になっております。ですから経費としては、かなり工夫しながら節減してきたところでございますが、まだこれだけの費用がかっております。

○部会長 何か見る施設というよりも、そういう緑化推進の拠点というか、そういう感じで、それが指定管理にふさわしい施設であるかどうかもひとつ問題ですね。人が余り来ないのに。

○公園緑地部長 そうですね、この件はちょっと経緯がありまして、緑の相談所という建物の1室が有料施設だったものですから、それで、一部有料である場合、千葉市の条例の場合は指定管理ということになっておりますので、利用率が低いというのも当然と言えば当然の部分もあります。最初、緑の相談所そのものだけを指定管理にしておりましたが、業務委託で周辺のこの都市緑化植物園そのものを一体として管理しておりましたので、今回からあわせて一体的に指定管理はできるだろうということです。ただ、もともと有料になじむような施設ではありません。千葉市の人いろいろ、例えば自分の家に、あるいは集合住宅で庭をつくってみようといったときに相談に行くとか、それから生け垣をやってみようという時に、図面にもありますが、生け垣見本園など、その都市の緑化を進めるための見本となる施設です。それと相談業務というのがもともとの目的でございまして、それが、昭和56年につくられたということなので、ちょっと経緯としては、先ほどの花の美術館のようなはじめから温室があつてという、そういう施設とはちょっと性格が異なります。以上でございます。

○部会長 この近くに川の周辺を公園化したのがありますね。県の公園ですかね。

○公園緑地部長 都川総合親水公園、この4月に2ヘクタールだけ一部できましたので、そこだけオープンをいたしました。土地は肅々と買っているのですけれども、まだそこは直接はかわりがございませんけれども、もともと、きのうも相当な雨が降りましたけれども、市街地の中心部に急な雨が降ったときに川から……

○部会長 そうですね。あそこで両方から来て。

○公園緑地部長 それを遊水池といましてためると。ただし、ためる期間というのはそんなに長くありませんので、その上を公園利用しようという発想でございまして、その一部がこの4月にやっとできたというところであります。まだまだ、あと残り44ヘクタールぐ

らいございますから、40ヘクタール以上まだ残っている。ただし、河川の都川の堤防のかさ上げをしていますから、大分被害が少なくなってきたということで、当面はそのうちの3分の1ぐらいの貯水量を確保できればいいというような方向で動いています。県の事業と市の事業。県が遊水池の事業をいたしまして、その上を公園にしようというのが市で進めている事業であります。

○部会長 どうぞ。

○委員 さっき39ページ拝見しますと、今お話しになったような緑化に関する相談事業ですか、毎年2,000件前後、これは多いと見てよろしいのですか、少ない数字ですか。2,000件といいますと、1日平均で……

○公園管理課長 1日平均で約10件弱というところでありまして。電話でくる場合と、直接来園される場合があります。

○委員 これを見るとインターネットでも何かやりとりされているということですが……

○公園管理課長 はい。実際は電話でのやりとりもかなり多いのですが、このぐらいの件数が適当と考えております。といいますのは、原則相談員は交代で1日1人しかおりません。重なってきてしまいますと逆に市民サービスが低下してしまうという形になります。

○委員 相談事業だけではないと思いますが、緑化植物園のお仕事というのは。ただ、見本園という位置づけがあって、そういう制度のもとにできたという経緯を踏まえるのであれば、やはり、電話やインターネットというよりもまったくそういうソフトな部分でのみ相談事業というのが、もし完結してしまうのであれば、じゃこのスペースは何なのだという話しにやっぱりなってくるだろうと思います。ですから、でき得ることであれば、やはり向こうに赴いていただいて、見本園と実際の空間を見ていただきながら指導員の指導のもとにというのが、やはり理想的なのかなと。それがもし必要ないということであれば、まさに、管理費だけを無駄に使う空間というような位置づけになってしまう。逆に言えば、相談事業なり、市民が期待するような内容にあわせて、空間のほうも、これでいいということであるならそれはそれで問題ないですが、もしかしたらそういうふうにつくり変えていく必要があるかもしれないと思ったりするんですが、こういう市民の相談に対して、これだけのスペースの園地なり、スペースというものは、本当に実質的に見本園として機能されているのかどうかというところを素直にちょっとお聞きしたいと思います。

○公園管理課長 できた当初からかなり経過しておりまして、生け垣の見本園等につきましても、もう完成尽くされてしましまして、新たな生け垣をつくっていくという楽しみは非常に少なくなっていますが、植木の管理、あるいはバラの管理、ハーブ園の管理に、実はもう既に昔からつき合っているボランティアグループの方たちがついておりますので、逆にそういった人たちが中心の施設になってしまったんじゃないかという批判もあるのですが、市としましては、そういったボランティアの方たちの力をお借りしまして、そこで講習会、自主事業、あるいは指定管理事業の中で講習会を実際にやっております。ただ、昔から比べると生け垣、見本園なんかも参加者はかなり少なくなっています。これができた当初は、一戸建ての住宅がたくさん建てられていた時期ですので非常

に人気があったようですが、今は生け垣とか、庭にお金をかける余裕がなくなってきたのか、参加者も少なくなってきました。とってこの施設の目的が達成されたわけではなくそういった需要の動きを見ながら、新しい提案をしていくということで今後展開したいと考えております。

○部会長 どうぞ。

○委員 今回の指定管理の中から先ほどちょっと質問したけれども、建物だけじゃなくて周りの園全体の管理になったということで、単純に数字比較してしまうとむしろ全体経費が増えているように見えてしまったんですけれども、もともとはそういう意味で、市からみどりの協会に対して、この周りの園自体の管理というか別契約でそこは管理を委託していたということなのですか。もしかしたら、そちらのときは委託費と、前年までの建物だけの指定管理委託料の合計と、今回提案で出している金額というのは、実際、一体管理のために経費の削減という形でかなり提案の中では出してきたかと思うので、そのあたりの、ちょっと数字的にインパクトでちょっとお聞きしたいなと思ったのですが。

○公園管理課長 ちょっとお待ちください。

○公園管理課主任主事 公園管理課の堀と申します。正確な数字は今手元にないので確実なことはお答えできないのですが、23年度の、今、予算要望時期なので、大体の要望数字から類推させて、お話しさせていただきますが、とりあえず今回減額が行われたかどうかというところはほとんど余り大きな差はなく要望が上がってきております。一体の管理の中で、全体的なサービスを維持しながらやっていけるということはあるのですが、そのほとんどの事業が人件費になる部分でございますので、そこで職員の整理を図っているということではないものですから、今の段階で、直接的に大きな減額が行われたかどうかということであれば、それは残念ながら今回の提案の中にはないと思います。

○部会長 このくらいのことだったら千葉公園とか、もっと都心部でやったほうが効果的じゃないでしょうかね。

○公園管理課長 指定管理業務……

○部会長 緑化。

○公園管理課長 確におっしゃるとおりで、千葉公園も一応10ヘクタールございますが、総合公園ということで、スポーツが楽しめる、あるいは子供が遊んで楽しめるとかいろいろな施設を設けてございます。その中で、今まで都市緑化のための機能というのは非常に薄くて、春の桜を楽しむ、梅を楽しむというところだったのですが、今後名札を増やしていく、あるいは市民ボランティアの力を借りまして、花壇をつくって市民が植物の勉強ができるようなところにしていこうということでもあります。都市緑化植物園と比べて、そこまでの機能は果たしてないのですけれども、千葉市それぞれの公園がそういった特色を出せるようにということで、これは指定管理とは別の市の行政として特色ある公園をつくっていくということで努力しているところであります。

○部会長 花島公園の下の都川沿いの部分、あれも植物が最近随分植えているんじゃないですか。

○公園管理課長 花島公園は花見川で、スイセンを植えたりしています。

○部会長 上のほうにもいろいろあるのですね。池があったりね。

○公園緑地部長 そうですね。川のほうは、近隣の小学校の参加で、年に2回種まきをしてもらっております。

○部会長 そうですね。川のふちに。

○公園緑地部長 菜の花とコスモスです。あそこは指定管理ではありませんし、通常の市の公園ですけども、周辺が市街地ですので、年々非常に利用が増えているという状況がございます。

○部会長 花見川の反対側のほうも、随分整備が進んできていますよね。

○公園緑地部長 詳しいですね。そうですね。

○部会長 いや家から自転車で行くことができるものですからときどき見に行く。

○公園緑地部長 お近くですか。反対側も子供たちの遊び場ということで遊具を入れました。数年前は、川のジョイントするところだけだったのですけれども、反対側も花島公園ですので、そのあたりの整備も進んできて、おおむね70%近くの整備率になっております。

○部会長 どうぞ。

○委員 先ほどの部会長のご意見を踏まえると、別に都市緑化植物園だけでそういった講座、講習会をやるのではなくて、そういう人が集まりやすい場所ですとか、よりそういった講習の内容にふさわしい場所で、出張講座といいますか、出前講座といいますか、そういうプログラムももしかしたらあってもいいのかなという気がしたのですが。その辺は指定管理という枠組みの中で、可能性というのはあるのでしょうか。

○公園管理課長 現在やっております。

○委員 そうですか。

○公園管理課長 みどりの協会のほうの公益事業としての活動の中でさまざまなイベントに出前講座として出ていくという活動しております。また、緑化相談員の先生が交代でやっています。花の美術館の場合、日曜日は2人、平日は1人です。都市緑化植物園は常に1人でありますので、休みのほうの先生のご都合がつくときに行っていただくという形で対応しております。

- 部会長 時間がまだ30分ぐらいあるのですが、あとはどんなことにテーマを絞ってやったらいいでしょうかね。指定管理者というのは、初めに公の施設がありで、その公の施設を住民の福祉のために使うと、それに民間の方法を取り入れてコストを下げていく。当然、事業の範囲を広げるとかというようにいろいろなのがミックスしていると思うのですが、この間から審議していますスポーツ部会を含めて、こちらでやっているのは必ずしもそれにぴったりの部分でないのがいくつかあって、というような気もするんですがね。花の美術館なんていうのはまさにぴったりな、そのものですよね。こういう公の施設の利用というよりも、相談とか、生け垣をつくるとか、それはちょっと研究所的な機能ですね、公の施設ではね。
- 公園緑地部長 先ほども申しましたように、千葉市の場合ですと有料施設を指定管理ということだったのですけれども、このときに、緑の相談所の1室が有料施設だからとか、航空記念館の1室が有料施設だからということを入れてのが、今考えますとちょっとどうだったのかなという考えがありますね。
- 部会長 そうですね。委託料を払って無料でどんどん使わせてもらって。そういう発想もあり得たですよ。
- 公園緑地部長 はい。花の美術館は本当に独立して、ということでは指定管理になじむものではないかと思えますけれども。小さい施設のごく一部が有料ということでは、ちょっとどうだったのかなという思いはございます。
- 公園管理課長 千葉市そのものが今は公共施設につきましては、利用者の負担をしていたということで利用料金等の設定もしておりますし、今後もその方向で行くのですが、以前の景気のいいときは、できるだけ市民サービスとして無料のサービスをかなり設定しておりました。ですから、都市緑化植物園も、緑の相談所として、相談するのにお金をとるのかという議論がありました。これは、国の事業のほうで本来無料にすべきだという指導もあって、花の美術館を建設するときに、あそこは建物だけではなくて周辺も含めると、前庭と後ろ庭を含めて2ヘクタールありますが、その2ヘクタールを含めて全部を有料施設とすべきだろうという意見もありました。あそこも緑の相談所という機能をもっており、1階の部分に緑の相談所がございまして、そこは無料にすべきだという話で、喧々諤々やった中で、やはり緑の相談所は無料だということで、建物の中の他の部分を有料施設にしました。周辺まで含めると、建物の後ろ庭などもかなりきれいなものですから、今、建物には15万人しか入らないのですけれども、その倍以上の方たちに花の美術館の庭を楽しんでいただいております。私どもの有料施設の区域の見直しを迫られている部分もあるのかなと感じます。ただし、指定管理そのものは、千葉市の場合は、先ほど部長が説明いたしましたように、有料施設について原則導入していくという形でありましたので、その施設そのものがなじむのかなじまないのかというよりも、もう有料施設を指定管理者にという考えで進んでしまったというところもございます。
- 部会長 ちょうど4時でまだ30分ぐらいあるのですが、ほかにご発言がなければ以上で終わりますが、さきほどの緑化植物園に関して、基準にあっているという一応の審査の確認をしたほうがいいでしょうかね。提案は、その前の7月28日まとめました審査基準、それにひとまずあっているという判断でよろしゅうございましょうか、先生方。

〔「うなずく」者あり〕

- 部会長 それでは、これで第1議題は終わるということで、事務局におかれましては、本部会で委員から示された意見を十分に考慮し、今後の指定管理予定候補者との協議の中で反映させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。次に、議題2、その他ですが、事務局より何かありますか。
- 公園管理課長 今後の予定でございます。今回いただいた意見を十分反映した中で、指定管理予定候補者を決定しまして、その後の協議を進めてまいります。協議内容につきましては、より詳細に精査しまして、仮協定を締結したいと考えております。主な協議内容は、管理業務、責任体制、管理委託料、利用料金、リスクの分担、新年度までの準備でございます。年が明けまして2月に開催される市議会におきまして、指定管理者の指定の議案を提出させていただきます。指定管理者の指定の議案が可決されたときには速やかに指定管理者を指定、告知しまして、指定管理者と基本協定の締結をいたします。また、基本協定の締結にあわせまして、1年目の年次協定書についても協議を行い決定します。これが、3月いっぱいまでのスケジュールでございます。以上でございます。
- 部会長 ちょっと前に戻りますけれども、みどりの協会は財団法人ですけれども、今、一般財団法人に移行して、それを公益財団法人に認定するというのを5年以内にやらなきゃいかんですが、それはやりつつあるわけですか。
- 公園管理課長 来年度そういう手続に入る予定でいます。この指定管理だとか、そういった業務の落ち着きがどういうふうにおさまるかということも決まらなないと、なかなか全体の公益法人に適するか適さないかという判断が県等と協議する中で決まらないものから、23年度ぎりぎり24年度に認定を受けるというスケジュールで動いていると聞いております。
- 部会長 では、本日の議事はすべて終了しました。以上をもちまして、平成22年度千葉市都市局指定管理者選定評価委員会第1回公園部会を閉会いたします。それでは、事務局にお返しします。
- 事務局 それでは、事務局から第2回の公園部会の開催についてご連絡いたします。次回開催でございますが、12月下旬を予定しております。年末のお忙しいところ申しわけありませんが、よろしくお願いいたします。第2回の公園部会では、亥鼻公園の集会所についてご審議をいただく予定でございます。以上です。